

1 検証事項について

【中村委員長】 本日は石田委員から遅刻の申し出が出ている。それでは本日の検証事項に入る前に、前回の検証事項について事務局から説明させる。

【事務局次長】 前回の本委員会で、第13条、議長及び副議長の検証の際、佐藤委員から会派内での協議内容について「近年正副議長は投票による選挙で決定しているが、そのような方法で行う旨を規則等に明記するべきではないか」という意見があった。」という発言があった。信任投票的な意味合いを持たせたい旨の意見と思われるが、地方自治法第118条、投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議の規定では、議会における選挙について、第2項で「議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。」、第3項で「指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り議員の全員の同意があつたものを以て当選人とする。」との規定がある。なおこの場合の「指名推選」の「せん」は選ぶという字を当て選挙の一形態を意味している。

よって、規則等に「投票による選挙で決定する」と明記することは、指名推選を可能としている地方自治法に抵触する恐れがあり、避けるべきであることを補足させていただきたい。

【中村委員長】 事務局の説明について何かあるか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは本日の検証事項に入る。まず「第14条、政策形成等」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【小倉委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。「研修等の充実を図る」などについてある程度達成できていると思う。

【河端委員】 公明党は中央大学とのパートナーシップ協定の締結等の理由で評価を「概ね達成された」とした。

【佐藤委員】 「政策立案や調査研究に資するための組織」には委員会協議会も該当するのかが確認したい。

【事務局次長】 佐藤委員からの確認事項については規則等に根拠がなく、設けるとしても任意となるため、条文の指す組織には該当しないものである。

【佐藤委員】 承知した。まだまだ努力が必要な部分や課題はあるが、達成されつつあるものもあるので、日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 「議員の議会活動を支援するため研修等の充実」に当てはまるものがないと思い、神奈川ネットワーク運動は評価を「今後努力を要する」とした。

【赤嶺委員】 第14条は「政策形成等」の条であるが、さまざまな活動が議

会全体の政策形成にどのようなつながったのか。結論が出たものや結論を出した組織はない。また、有志での政策形成のための団体についても、他市議会では同じ問題意識を共有した議員が集まって条例案を作成して議会に提案する例はあるが、本市議会ではない。今後こうした環境を整えることが重要であることから、明るいまらい大和は評価を「今後努力を要する」とした。またこの評価については議会改革実行委員会で提案した議員登庁日の設定にもかかわる。いつそのような議論ができるかも不明確である。

【中村委員長】 第1項について、過去、現在において本市にはそのような組織はないのではないかと。当てはまるとしたら議会基本条例検討協議会である。

【事務局次長】 議会基本条例検討協議会は条例制定後となると当てはまらないと考える。

【中村委員長】 第1項の組織をつくるにはどうすればよいのか。具体的な手続は決まっていないと思うがどうか。

【佐藤委員】 会派代表者を通じて申し入れをするのではないかと。

【議事担当係長】 会派内で意思統一をし、会派代表者を通じて代表者会に提案し、協議をしていただく流れである。

【中村委員長】 条例制定後はそのような組織は設置されていないが、設置は可能な状況であった。必要があったが設置できなかったのか、必要を感じなかったため設置に向けた動きがなかったのか。今期は議会改革実行委員会に力を入れ、月に1度程度会議を開催するなど時間をかけている。その他に政策立案や調査研究に資するための組織を設置する必要性を感じなかったとも考えられる。

【山崎委員】 赤嶺委員の意見に納得した。評価を「概ね達成された」とした会派にその理由を伺いたい。そもそも実施していないのではないかと考えるがどうか。

【佐藤委員】 委員会や会派の視察で情報収集はしている。また「議会は」とあるが、議会の総意で政策立案するのか、議会の中で議員一人一人が一般質問等を通じて政策立案をするのかということがあると思う。議員一人一人と捉えれば一般質問で各議員がさまざまな提案をしていることから、「概ね達成された」と言えるのではないかと。

【山崎委員】 条文が「議員は」であれば佐藤委員の発言のとおりであるが、「議会は」である。

【平田委員】 中央大学とのパートナーシップ協定の締結や講師を招いての研修を実施しているため「概ね達成された」とした。

【中村委員長】 第1項は会派から代表者会への提案があったり、設置したいという思いがあったにもかかわらずできなかったのか。それとも組織を設ける必要性がなかったのか。後者であれば評価の対象にはならないのではないかと。第2項は中央大学とパートナーシップ協定を締結し、今後大学の知見を活用して研修を行うことができる土台をつくったことは大きなことではな

いか。昨年度は協定に基づいて講師を派遣していただき、今年度議会基本条例の検証を行うことが決まっていたので、議会基本条例に関する内容で実施していただいた。

【赤嶺委員】 主語は「議会は」である。横断的に実行できているかということではない。パートナーシップ協定を締結した点については土台ができたが、それがどのような結果につながったかという点で、現時点では政策形成にはつながっていない。そのような状況で「概ね達成された」とは言えないと思う。今後その土台をしっかりと活用して有効性の高い政策を形成して初めて結果となるのではないか。そこに行きつくためにまだまだ努力が必要だと思う。

【鳥淵副委員長】 十分と言うわけではなく、達成されたという結果には至っていないが、今期さまざまな調査研究を進めてきたことは事実である。

【中村委員長】 条文はできる規定であり、必要に応じて行うものである。自民党・新政クラブでは、提案があったが合意が得られず設置できなかったということではないので、必要性がなかったと考えた。組織が設置されなければ検証のたびに「今後努力を要する」と評価されるのかということではないのではないか。また、第2項は土台ができて結果が出ていないという意見があったが、研修の結果はすぐに出るものではない。前回の平成30年1月には議会基本条例について研修を受けているので、本委員会や会派での協議の際に生かすことができる。

(石田委員 入室)

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。議会改革実行委員会で活発に物事が変化したり議会独自の動きがあった。

【渡辺委員外議員】 組織の設置について、議会で承認した組織を想定して協議していると思うが、例えば問題意識を共有した議員が勉強会のような形で組織を立ち上げて議会に届け出ることもできると思う。そのような組織を認めるか否か、議会の承認が必要かも考えてほしい。

【赤嶺委員】 任意の団体であれば制限されるものではない。任意の団体をつくってはいけないという条項はない。第14条は任意の団体としてしか組織できなかったものを議会として組織化できるようにするという条文であると理解している。

【山崎委員】 渡辺議員の提案内容は現状でも既に可能である。また、組織は現状でも設置できるがしてこなかったということであり、評価は「該当しない」ではないか。

【中村委員長】 任意の勉強会は自由だと思う。その団体が勉強会のために議会の設備を使用するとなれば話は違うが、任意に会を立ち上げて勉強することを阻む規定はない。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動では実際に市民との勉強会なども行

っている。

【中村委員長】 第14条第1項はそういうことではなく、議会としてということである。例えば大津市議会では常設的な政策研究会のようなものが設置されていたり、鎌倉市議会でも議員からのテーマに基づいて条例をつくるための研究会を組織した例がある。

【赤嶺委員】 必要性があるか否かではなく、この条例をいかに活用して議員が政策形成に何かを結びつけたかということが重要である。その事例がないため今後実施すべきではないかということである。第14条の含まれる第6章は「議会機能の強化」の章である。議会機能の強化のためにそのような組織をつくり政策形成ができるという条文である。解説でも、「市民全体の福祉の向上を目指して積極的に政策立案や政策提言に取り組むことは、今後ますます議会や議員に求められる活動です。」と明記されており、そうしたことを考えると、この条文が運用できていない現状に問題があり、今後努力を要すると思う。必要性について、どのようにこの組織を活用したいかの感覚は議員個々に違うが、議員同士を結びつけることでより強力な調査や立案能力になる。それができていない現状は重く受けとめるべきである。

【中村委員長】 今の発言は「議会は」ではなく「議員は」でないか。議会として行わなかったのは、議会として必要性を感じなかったからではないか。

【赤嶺委員】 それぞれの議員が考えている政策であり、必要性がない政策はないと思う。選択肢があったが活用されていない。主語は「議会は」であるため、横断的でなければならない。会派内や議員個人の考えているものは第14条第1項には該当しない。横断的に協力して政策立案が行われなかったのは事実であり、そのような選択肢を活用できる環境を整える必要があるために努力が必要であると思う。

【中村委員長】 条例があり環境はできている。会派で意見をまとめてその意見を代表者会で提案し、合意が得られれば組織の設置はできる。しかし、今期はどの会派からもそのような提案はなかった。組織を立ち上げて政策立案をする必要があったかということとその必要性を感じなかったのではないか。

【赤嶺委員】 どの会派からもそのような提案がなかったことが問題ではないかということである。横断的に協力して政策立案が行われなかったので、今後それを行っていくべきであり、努力を要するということである。

【山崎委員】 強く自分が制度をつくりたいと思った際に、より積極的に行動すべきだったと思う。議会が一致すれば市側を動かすことができたかもしれない。現状で「概ね達成された」というのはどうかと思う。第2項は「充実を図るものとする」であるが、充実を図ったのか。

【中村委員長】 議員の議会活動は議員が行うものであるが、議会はその議員の活動を支援するための研修等の充実を図るということである。

【佐藤委員】 赤嶺委員の発言は第1項をどう評価するかということであると思う。山崎委員は第1項は「該当しない」ではないかということ、第1項の取り扱いが決まらなければ評価が確定しないのではないか。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は第2項については「概ね達成された」以上の評価である。中央大学とのパートナーシップ協定に基づく研修等が実施されており、そうした面での充実は図られている。協定の締結は議員の動きによる研修であり、評価できるものである。ただし、現状では研修を受けたことで何か結果が出て政策ができるところまでは至っていないということである。

【石田委員】 議会として市に対して働きかけられることを定期的に協議するなど、まだできることがある。中央大学とのパートナーシップ協定の締結については評価できると思う。

【中村委員長】 全ての条文について引き続き努力は必要である。

【河端委員】 今期については中央大学とのパートナーシップ協定の締結など前進しているものがあつたので、「概ね達成された」と評価するに値するのではないか。

【赤嶺委員】 政策立案が何かということである。協定を生かして政策立案に結びつけることが目的である。結果が出ていないので、達成されたとするのは難しい。

【河端委員】 結果というと常に政策立案の提案をしていかなければならないが、今期その土台となるものができたことは評価に値すると思う。

【山崎委員】 結果はこの条文では求められていないと思う。第1項で組織ができ、勉強会等を行うなど、条文に基づく動きがあれば「概ね達成された」と評価できるのではないか。現状ではそうではないと思う。

【石田委員】 政策立案をどの程度行ったかと考え、虹の会の評価を「今後努力を要する」としたい。中央大学とのパートナーシップ協定の締結など評価できる部分を明記して「今後努力を要する」としてはどうか。

【赤嶺委員】 横断的な政策形成の組織があれば議会の活性化につながると思う。こうした環境をつくる努力が必要であり、そのためにも第2項の条文を生かしてほしい旨を明記してもらえば「概ね達成された」と評価してもよい。

【中村委員長】 赤嶺委員から「概ね達成された」と評価してもよいと提案があつたが、山崎委員、石田委員は意見を明記して「概ね達成された」と評価することでどうか。

【石田委員】 政策提案を行うことができる点を共有できたことが大きい。まずは課題となっている部分を協議していくべきであるという点を明記してもらえば「概ね達成された」と評価してもよい。

【山崎委員】 政策形成について会派を超えて行う力があることを議員が認識し、意見を統一して政策立案をすることが重要である。

【中村委員長】 検証の結果、「第14条、政策形成等」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 05 分 再開

続いて、「第 15 条、政務活動費」について検証を行う。本件について各党派の評価とその理由を確認したい。

【佐藤委員】 本市議会は政務活動費に関してかねてからインターネットで公開をしており、議会事務局に支出について確認をしてもらっているため、日本共産党は評価を「十分達成された」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。他市議会で問題になっているようなことが起こり得ない運用となっている点を高く評価する。一方で、管理がしっかりとされていて運用しづらい部分があるため、その点は努力を要すると思う。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は第 2 項の評価は「十分達成された」であるが、第 1 項の「政務活動費を有効に活用し」について、有効に活用されたか否かをどのように検証するか協議する余地があると思ひ、評価を「概ね達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。これまで代表者会等で規定の変更等を行い使途が広がった部分もある。ただし使用しづらい部分は多々ある。第 2 項に記載された「使途の説明責任を負う」ことから制限を設けていると理解しているが、そのバランスについては今後もしっかりと議論していかなければならないと思う。また、政務活動費の金額について議論されていない。この点は議会改革実行委員会で見直しの提案をしたが合意されなかったものの、現在も問題意識を持っている。

【小倉委員】 自民党・新政クラブは評価を「十分達成された」とした。事務局のチェック機能がしっかりと働き、ホームページ等でも公開していることから市民に対して説明ができていると思う。

【河端委員】 ホームページで 1 円から公開されており、政務活動費に関して使途の説明がつかないものがないことから、公明党は評価を「十分達成された」とした。

午後 3 時 11 分 休憩

午後 3 時 18 分 再開

【赤嶺委員】 先ほどの説明の補足であるが、明るいまらい大和は旅費に関する規定の改善等を代表者会で提案し、合意を得ながら変更してきた。今後も第 1 項に記載された政務活動費を有効に活用するために使途については考えていく必要があり、第 1 項の評価を「概ね達成された」とした。ただし第 2 項については本市議会の政務活動費の運用方法や非常に高い情報公開度であ

ることから、説明責任は十分に果たされていると思うので、評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 第1項で政務活動費を有効に活用しているか検証しづらい部分に問題があると思うが、本市議会においては市民に恥ずかしくない運用ができていると思う。神奈川ネットワーク運動は第15条全体の評価を「十分達成された」とする。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動は第15条全体の評価を「十分達成された」とするとのことである。本委員会では条ごとに評価をしているが、明るいまらい大和は先ほど第1項と第2項を分けて評価したが、本委員会としての第15条の評価を「十分達成された」とすることでどうか。

【赤嶺委員】 「十分達成された」とすることでよい。

【石田委員】 視察の経路を変更することによって1市多く視察することができる可能性があることなどについて努力を要する部分があると考えているが、チェック機能が働いていることで透明性が確保されている点は評価できるので、虹の会は評価を「十分達成された」とする。

【中村委員長】 検証の結果、「第15条、政務活動費」についての評価は、「十分達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第16条、議会事務局」について検証を行う。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。これまでも議会改革実行委員会などで議会事務局の機能強化については合意をし、進めていくべきだと決定されている。しかし、どの程度強化をされたか。評価しづらい部分はあるが、現状が十分かといえば、まだまだ強化すべき部分があると思う。

【山崎委員】 「調査及び法務に関する機能の充実」について、全会一致で合意し、要望しているが、今そのような機能があるかは疑問である。神奈川ネットワーク運動は評価を「今後努力を要する」とした。

【石田委員】 現在、法制能力の強化について合意され、動きがあることから虹の会は評価を「概ね達成された」とした。

【佐藤委員】 議員定数に対して事務局の人数が適正かどうか、法制能力のある職員の配置について課題があると思う。今後も市側に議会活動、議員活動を支援する職員の増員や法制能力を持つ職員の配置を要求していく必要があると思い、日本共産党は評価を「概ね達成された」か「今後努力を要する」としたい。

【河端委員】 法制担当としての人員配置はされていない。その点を充実させてほしいため、公明党は評価を「今後努力を要する」とした。

【中村委員長】 多くの会派が「調査及び法務に関する機能の充実に努める

ものとする」について課題があるとしているが、事務局に現状を確認したい。

【事務局次長】 主語は「議会は」となっている。赤嶺委員の発言のとおり、議会改革実行委員会で検討後、代表者会で、法制担当の経験がある職員を要求する合意を得ている。具体的な取り組みとして人財課の人事ヒアリングや職員定数を管理する行政改革推進課の要員要望の中で、議会が決定した法制担当経験者の要求に基づいて要望を行っている。そのため議会として機能の充実に努めることには既に取り組んでいただいていると考えている。ただし、本市は全庁的に市民の数に対して職員の数が少ない状況もあり、実際の増員という結果は出ていない。要求が可能な場面では議会での合意を根拠として必ず増員要求をしている。

【中村委員長】 議会が職員を雇用できるわけではない状況で、市側に対して現在も要求し続けている。議会として他にできることはあるか。

【事務局次長】 事務局職員の任命権者は議長ではあるが、全庁的な人事の中で配置されている現状もあるので、現在の取り組み以上のことは厳しい状況である。

【山崎委員】 法制担当職員の配置について厳しいという点は理解した。「議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実」とあるが、調査の補佐とは政策提案について他市の調査を行うことなのか。

【事務局次長】 現状では議員調査依頼表での依頼に基づく調査の補佐がある。また、他市に調査を行う場合もある。

【中村委員長】 議員調査依頼表に基づく調査は全市の議会事務局が行っているわけではないと思うがどうか。

【事務局次長】 近隣では綾瀬市にはそういった制度はなく、議員が直接担当課へ資料要求等をしていると聞いている。

【中村委員長】 法制担当職員の配置は理想ではあるが現状厳しい。中央大学とのパートナーシップ協定は研修の講師派遣のみでなく、将来的にはそうした法務機能のサポートをしていただくことも視野に入れて法に強い大学とパートナーシップ協定を締結した経緯もある。本件は市側との調整が必要な点も多く、すぐに職員を配置することは難しい現状であるが、できる限り進めてきたと認識している。

【佐藤委員】 議会として要望をしている点を評価し、「概ね達成された」とする。評価の理由・意見等の欄に議会として引き続き求めていくことを明記したい。

【中村委員長】 議会として要望をしている点、引き続き求めていくことを評価の理由・意見等の欄に明記し、検証の結果、「第16条、議会事務局」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第 17 条、予算の確保」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【小倉委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。

【河端委員】 公明党は評価を「概ね達成された」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「概ね達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。「今後努力を要する」に近い「概ね達成された」である。実際に必要な予算は確保されており、予算が少ないために実施できなかった事業もない。しかし、これまで予算が課題となり実施が延期された事業がある。また災害対策等については予算があればできることがまだあると思う。防音や機材の導入などについてもできることを進めてはいるが十分かということ、必要最低限のレベルであるという感覚である。

【中村委員長】 条文は「二元代表制としての機能を充実させるために」であり、そのための予算が何かを考えていかなければならない。また、予算の確保の方法についてだが、必要なことがあって、その必要性が議会全体で合意されて初めて予算を要求することになる。

【石田委員】 評価は「概ね達成された」であるが、法制担当職員の予算がつかないことや、広報、情報発信が市側に比べて弱いことなどさまざまな場面で予算の要求が必要なことがあるので、今後も努力を要する部分はあると思う。

【事務局次長】 職員数と予算は別の話である。予算がないから職員が配置されないのではない。大和市職員定数条例で 11 人まで職員の配置が可能である。現状 10 人で 1 人ふえる可能性はあり、議会費の中の人件費は人財課が積算して予算をつけているので、職員がふえれば予算も増加する。

【石田委員】 例えば議会で法制担当職員を雇う方法も考え得ると思うが、その予算がないということであるのか。

【事務局長】 人件費は全て人財課が持っており、独自に予算要求して職員を雇用することはできない。

【中村委員長】 職員配置については市側との調整が必要なことである。予算については必要なことがあれば各会派でまとめ、代表者会等で提案してもらい、議会の合意となれば確保に向けて努力をしていくことになる。

【赤嶺委員】 定数管理に基づき職員配置が行われているとのことであるが、委託して人員を配置したい場合はどうか。法制担当を委託できるのであれば、必要な時期に定数外で委託するという新しい提案につながるのではないか。

【事務局次長】 現状では難しい。業務委託についても行政改革推進課が管理しており、定数配置している職員が業務をこなしきれないか、ノウハウにおいて委託したほうが成果が上がる場合に考えられるが、何人でも委託できるわけではなく全庁的に管理されている。ただし、赤嶺委員の発想は否定さ

れるものではなく、人口規模の大きな政令指定都市の事務局には弁護士が政務活動費の使途の判断等を行っている市もあると聞いている。

【中村委員長】 検証の結果、「第 17 条、予算の確保」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第 18 条、議会図書室」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「十分達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「十分達成された」とした。

【小倉委員】 自民党・新政クラブは評価を「十分達成された」とした。

【河端委員】 議会図書室の資料について、昨年度購入した冊数を確認したい。

【議事担当係長】 平成 29 年度は 19 冊である。

【河端委員】 平成 28 年度はどうか。

【議事担当係長】 平成 28 年度は 14 冊である。

【河端委員】 増加しているようである。公明党は評価を「概ね達成された」とする。

【中村委員長】 蔵書数は何冊程度か。

【議事担当係長】 今年度に入ってから数冊購入しているため数冊増加しているが、4 月調査時点では 1136 冊である。

【山崎委員】 購入してほしい本を伝えれば購入してもらえるか。

【議事担当係長】 以前から希望を受ける体制は整えているが、要望をいただくことは少ない現状である。

【事務局次長】 本の内容が議員が共有すべきものかという点はあるが、今年度予算として、一般図書費の予算を約 10 万円増加し、議員の要望に応える体制を整えているので、ぜひ要望いただきたい。

【佐藤委員】 今期の議員からの要望冊数は何冊か。

【事務局次長】 数冊である。また、総務常任委員会で委員から図書室の充実について提案があり、一般図書費の増額はその発言を受けて行われたものである。

【中村委員長】 図書室をより活用することは大切である。貸し出しも行われている。

【赤嶺委員】 議会図書室としての最低限の機能は整っている。スペースに限りがあり、図書の選別は必要である。市の計画や行政機関の白書、新聞などは備わっており、貸し出しも可能である。より専門的な本が必要であれば、本

市には非常によい図書館があるので、そちらを利用することもできる。議会図書室としての機能は十分であると考えます。

【山崎委員】 要望すれば本を購入できる仕組みがあり、「十分達成された」としてよいと思う。

【石田委員】 購入すればよいものは政務活動費等でも購入できるのでよいが、県央地区や県内などよい取り組みをしている市の議会だよりなどを収集し、議会図書室の特色を強めるとよいと思う。ただし、議会図書室としての役割は十分果たしているので、虹の会は評価を「十分達成された」としてよい。

【中村委員長】 検証の結果、「第 18 条、議会図書室」についての評価は、「十分達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第 19 条、議員定数」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【小倉委員】 本市は人口が増加しているが、現状が多いか少ないかという判断は難しい。自民党・新政クラブは評価を「該当しない」とした。

【河端委員】 公明党は評価を「該当しない」とした。

【佐藤委員】 議員定数と人口の関係は長年議論されている問題である。日本共産党は議員定数をふやすべきという考えではあるが、議会としての評価は難しく、日本共産党は評価を「該当しない」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「該当しない」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「該当しない」とした。

【赤嶺委員】 条文には「必要な数を考慮して」とあり、考慮するのは議会だと考えると議会内で議員定数に関する議論がどの程度進んだかということがある。議会内のみの意見で決定すべきことではないので、「該当しない」とすることもわかるが、議会としてはこれまで一定の結論を出し定数削減を実施してきた。現在必要な数を考慮する議論が行われているかという観点から見るいみらい大和は評価を「今後努力を要する」とした。

【中村委員長】 第 19 条には「別に条例で定める」と記載があり、現在議員定数は大和市議会の議員の定数を定める条例で定められている。その点を考慮すれば「十分達成された」と考えられる。しかし、大和市議会の議員の定数を定める条例は議会基本条例の制定前に制定されているので、議会基本条例の検証の評価としては「該当しない」という会派も多いのだと思う。検証の結果、「第 19 条、議員定数」についての評価は、「該当しない」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第 20 条、議員報酬」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は第 20 条に関する改善を提案しており、本日の残り時間で協議を終了するのは難しいと感じるがどうか。

【中村委員長】 では本日はこの程度にとどめることとし、次回は「第 20 条、議員報酬」から検証を行うこととしたい。また、次回は第 20 条から第 22 条まで協議をした後、第 2 条、第 1 条、前文の順で協議する。新規提案についても協議に入る可能性があるので、各会派で事前に協議しておくようお願いする。事務局から連絡事項をお願いする。

【議事担当係長】 次回、第 6 回の本委員会の日程については、9 月 28 日(金)午後 2 時からである。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 3 時 50 分 閉会